

社会福祉法人秩父福社会 役員等報酬規程

(役員等報酬基準)

第1条 社会福祉法人秩父福社会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)が理事長の指示或いは理事会等の委任を受け下記の業務を行う場合、同法人の定款「(役員等の報酬)第8条・第21条」に基づき、以下の規定にて日当と交通費等を支給する。ただし、施設長等の施設の職員である法人役員に本規程は適用しない。

(1) 法人役員等が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したとき。

・日当 8,000円(ただし、源泉徴収額をひいた額とする。)

・交通費 2,000円

(2) 法人役員等が法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたったとき

・日当 8,000円(ただし、源泉徴収額をひいた額とする。)

・交通費 2,000円

出張の場合 交通費・宿泊費は実費額とする。

(役員報酬の清算)

第2条 役員報酬は原則として任務終了後清算払いとするが、必要ある場合は事前に概算を払い、任務終了後清算することができる。

(施行)

第3条 この役員報酬規程は、平成29年4月1日から施行する。